

平成 27 年度改正医療法に基づく医療法人の運営に関する留意事項

平成 27 年 9 月 28 日に公布された「医療法の一部を改正する法律」により医療法が改正され、関係政省令の改正により医療法人の役員の義務や公認会計士等による監査、医療法人会計基準の導入などに関する規定が整備され、平成 28 年 9 月 1 日から施行されますので、関係法令を遵守し適正な医療法人運営を行ってください。

1 医療法人の運営について

法人の定款を変更していない場合でも、改正後の法令内容を遵守した運営を行う必要があるため、改正内容を説明した『平成 28 年 3 月 25 日付医政発 0 3 2 5 第 3 号医政局長通知「医療法人の機関について」』（以下「国通知」とする。）を参照し、遺漏のないよう運営してください。

＜国通知内容のうち、特に留意を要する点＞

注：《 》内は国通知の該当番号。【 】内は従前制度との相違点。

(1) 理事会

ア 理事会の設置義務が生じた。《1(1)》【従前は法律上の設置義務なし】

イ 理事会の職務が下記のとおり定められた。《6(1)》【従前は規定なし】

① 理事会は、次に掲げる職務を行うこと。

- ・ 医療法人の業務執行の決定
- ・ 理事の職務の執行の監督
- ・ 理事長の選出及び解職

② 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができないこと（理事会に諮る必要があります）。

- ・ 重要な資産の処分及び譲受け
- ・ 多額の借財
- ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・ 役員の責任（《8(1)①》）の免除に関する定款又は寄附行為の規定（《8(2)⑦》）を定めること

ウ 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続（1 週間前の通知）を経ることなく理事会を開催できる。《6(3)⑤》【従前は招集手続が必要】

エ 定款に定めた場合は、理事の全員が書面・電磁的記録により同意の意思表示をしたときに理事会の決議があったものとみなすことができる。《6(4)④》【従前は規定なし】

オ 理事会の議事録について、記載を要する事項が定められた。《6(5)》【従前は規定なし】

(2) 理事

ア 理事・監事の報酬等は定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定めなければならない（個々の役員の報酬額を定める必要はなく、法人

- として全役員^の報酬総額^の上限額^を定めれば足る)。《5(5)》【従前は規定なし】
- イ 理事長は3ヶ月に1回以上理事会の業務状況を報告。定款に定めれば年2回以上でよい。《6(2)①》【従前は報告義務なし】
 - ウ 理事による競業・利益相反行為等は理事会の承認を受けなければならない(本承認により民法上の双方代理禁止規定は適用除外となる)。《5(2)③》【従前は、都道府県知事の特別代理人選任が必要】
上記の取引によって法人に損害が生じた場合は関係理事はその任務を怠ったものと推定され、賠償責任が生じる。《8(1)③》【従前は規定なし】

(3) 監事

- ア 監事の選任に関する議案の提出は監事の同意を得なければならない。《4(3)①》【従前は監事の同意不要】
- イ 監事は、職務遂行に関して一定の費用の請求ができる。《7(4)④》【従前は規定なし】
- ウ 一定の場合に、監事による理事会招集が可能となった。《7(2)》【従前は規定なし】
- エ 監事は理事会への出席義務が生じた。《7(2)①》【従前は出席義務なし】

(4) 社員(社団の場合)・評議員(財団の場合)

- ア 社員総会(社団の場合)の議事録について、記載を要する事項が定められた。《1(4)》【従前は法律上規定なし】
- イ 社団法人型医療法人の社員に、自然人だけでなく法人(ただし、営利を目的とする法人を除く)もなることができる。《2(5)③》【従前は自然人のみ】
- ウ 評議員については、当該財団医療法人の役員又は職員を兼ねることはできない。《3(1)③》【従前は役員のみ兼務禁止】

2 決算届(事業報告書)関係

法第51条第2項に該当する医療法人(下記※1参照)については、平成29年4月2日以後に開始する会計年度から、新たに制定された「医療法人会計基準」が適用となるため、『平成28年4月20日医政発0420第5号厚生労働省医政局長通知「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」』に基づき新しい様式の事業報告書を提出する必要があります。

その際、①事業報告書の様式が従前と異なること、②「公認会計士等による監査報告書」が必要なこと、③法第51条第1項に定める場合(下記※2参照)には「関係事業者(役員・親族・関係会社等)との取引の状況に関する報告書」も必要であることに留意してください。

また、それ以外の医療法人についても、下記※2の場合には「関係事業者(役員・親族・関係会社等)との取引の状況に関する報告書」が必要なので留意してください。

(詳しくは、『平成28年4月20日付医政発0420第7号厚生労働省医政局長通知「医療法人の計算に関する事項について」』を参照のこと)

※1 法第51条第2項の医療法人とは、以下のいずれかを満たすもの

(①・②の基準となっている金額については、都道府県知事に届け出た貸借対照表又は損益計算書によって判断することで足りる。)

① 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 50 億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が 70 億円以上である医療法人

② 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 20 億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額が 10 億円以上である社会医療法人

③ 社会医療法人債発行法人である社会医療法人

※2 法第51条第1項に定める関係事業者とは、当該医療法人と(2)に掲げる取引を行う場合における(1)に掲げる者をいうこと。

(1) (2)に掲げる取引を行う者

① 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）

② 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人

③ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人

④ 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

⑤ ③の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

(2) 当該医療法人と行う取引

① 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引

② 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引

③ 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引

④ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引

⑤ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

⑥ 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引